**美 祢 市 床下集合排水システム設置基準**

【１】適用

　　本基準は、戸建住宅等の建築時に床下集合排水システム（以下、「排水ヘッダー」という）方式による排水設備の設計に関すること、その設置及び維持管理について定めるものとする。

【２】基本的な考え方

　　本基準は、各衛生器具に接続した排水管が床下に設置した１箇所の排水ます等に集中して接続され、１本の排水管で屋外排水設備に接続するシステムに対応していることを基本とする。

【３】設置条件

　　排水ヘッダーを設置する場合は、以下の条件を満たし、管理者が必要と認めた場合に設置することができる。

　（１）屋外排水設備を配管できる余地がないなど、排水ヘッダー以外では汚水の処理ができないと認められた場合。

　（２）排水ヘッダーの四方に各６００ｍｍ以上、上部に１５０ｍｍ以上の空間を確保すること。

　（３）設置できる排水ヘッダーは、本体上部に掃除口のあるものに限り、本体の真上に床下点検口を設けること。

　（４）２個以上の排水ヘッダーを直列で接続してはならない。

　（５）排水ヘッダー本体の管勾配は排水枝管の管勾配に対応した十分な排水性能を有するとともに、排水が逆流しない構造であること。

　（６）排水設備の申請者は、排水ヘッダーを設置しようとする場合、維持管理及び故障時についての誓約書を提出すること。

　（７）その他上記以外で管理者が必要と認めた場合。

【４】確認申請

　　排水ヘッダーを設置しようとする場合、設置者は、確認申請書を提出する前に当該排水ヘッダーが本基準に適合することを確認するため、上下水道局と事前協議を行わなければならない。

【５】工事完了

　　排水ヘッダーの設置を行ったものは、工事完了届を提出する際に、下記の書類を併せて提出しなければならない。

　（１）排水ヘッダーの施工状況が明らかな写真

　（２）点検口と排水ヘッダーの位置関係が確認できる写真

【６】維持管理等

　　設置された排水ヘッダーの維持管理は、申請者または指定工事店が下記により行うものとする。

　（１）維持管理の点検を定期的に行うこと。

（２）申請者と使用者が異なる場合、又は排水ヘッダーを有する建築物の譲渡があったときは、使用者又は譲渡人は、適正な維持管理を行う地位を継承するものとする。

【７】その他

　　本基準に定めるもののほか、排水ヘッダーの取扱いに関し必要な事項は管理者が別に定めるものとする。

附則（施行期日）

この設置基準は、平成２８年１０月１日から施行する。